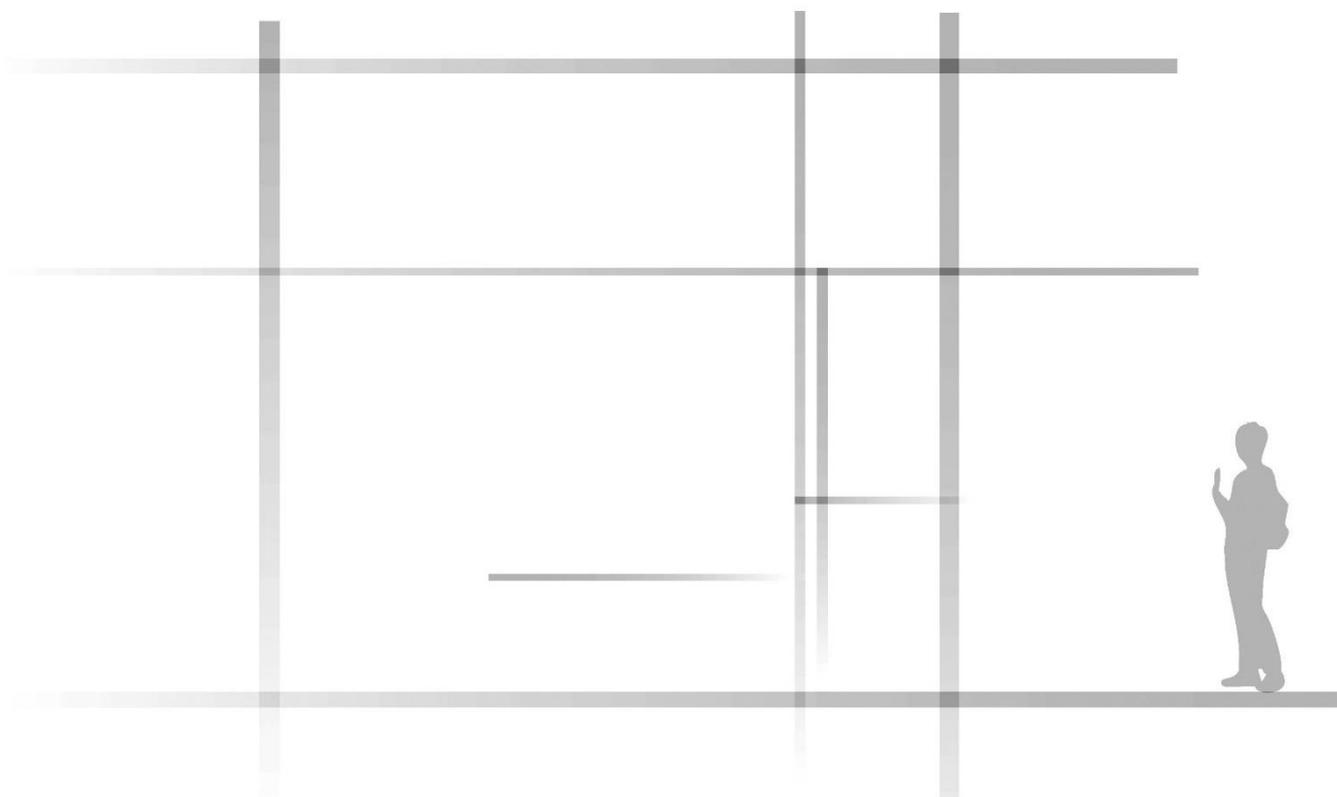


令和元年度の実施内容について (実施報告)



令和元年度の取組内容(全体像)

第12回 京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議
(令和元年11月19日(火))

タクシー駐停車マナー向上キャンペーン (令和2年1月15日～1月31日実施)

【乗務員】

アンケート調査
啓発リーフレット配布

中心市街地重点路線等
クリア作戦

タクシー駐停車実態調査

【利用者(乗客)】

タクシー車内での啓発(日英併記)【充実】

Leaf mini(フリーペーパー)への
啓発記事の掲載【R1新規】

観光部門との連携による啓発【R1新規】

【運行管理者】

アンケート調査【R1新規】

横断幕の掲出

(四条通及び京都駅八条口)

関係団体と連携したまちなかでの
啓発・指導

令和元年度の取組(実施報告)

タクシー駐停車マナー向上キャンペーン(令和2年1月6日~1月31日)

乗務員向けアンケート調査

1 目的

- ・駐停車マナーについての意識調査
- ・アンケートへの回答等を通じた自発的なマナーの向上

2 方法

- ・タクシー乗務員に「アンケート調査票」と「啓発リーフレット」を配布

アンケート調査票



啓発リーフレット

3 実績

配布数: 9,070枚(8,463枚)
回収数: 3,653枚(3,138枚)
回収率: 40.3%(37.1%)

※カッコ内は平成30年度実績

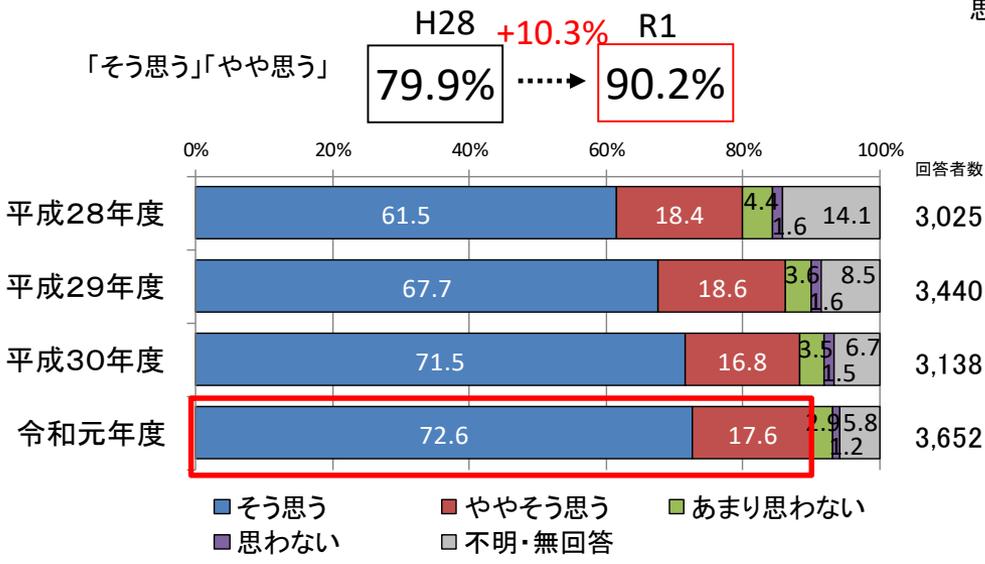
4 調査結果(一部抜粋) ※詳細「資料1 令和元年度アンケート結果について」

- ・交差点やバス停付近でタクシーの乗り降りをしないようにしようと思うか 「そう思う」93.4%
- ・タクシー乗り場以外で客待ちしているタクシーは使わないようにしようと思うか 「そう思う」85.5%

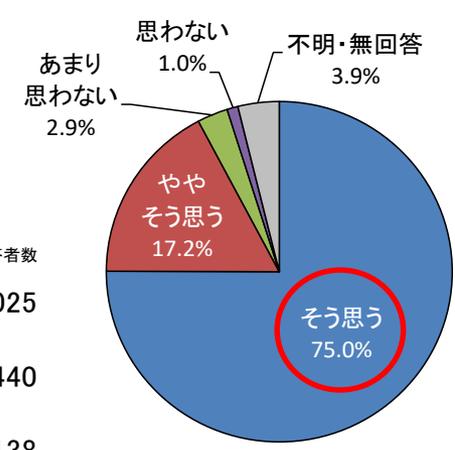
■ マナー向上への意識

- ・ 乗客アンケート(H30)の結果を踏まえ マナーの向上に努めようと思う方は、この4年間で増加傾向にある(10.3%増加)。
- ・ また、前年度に回答したの方が、回答していない方に比べてマナーの向上への意欲が高く、アンケートを継続的に回答いただくことで効果がでていいる。

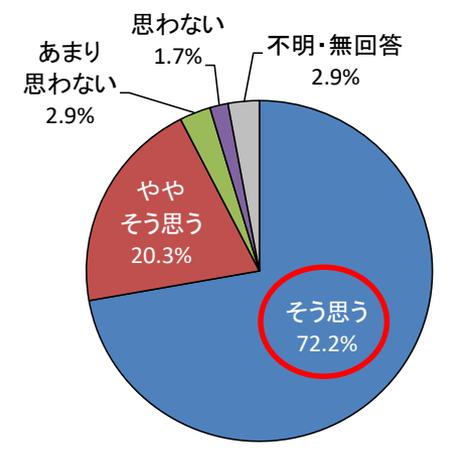
質問:乗客アンケートの結果を踏まえ
マナーの向上に努めようと思えますか？



<平成30年度に回答した方>



<平成30年度に回答していない方>



平成30年度に「回答した」人のほうが、「回答していない」人に比べ、マナー向上に努めることに対して、「そう思う」と回答した方の割合が高い結果となっている。(2.8%の差)

図 駐停車マナー向上への意欲

運行管理者アンケート調査【R1新規】

1 目的

- ・タクシー乗務員の駐停車マナー向上に向けた事業者ごとの取組状況の把握と、回答することによる運行管理者のマナー意識向上を図る。

2 方法

- ・乗務員アンケートの配布とともに法人タクシー会社へアンケート調査票を配布

4 調査内容

- 乗務員の駐停車マナーについて
- ・会社としての考え方
 - ・取組み、指導状況
 - ・遵守状況をどう把握しているかなど

5 実績

配布数：70団体
回収数：29団体
回収率：41.4%

運行管理者のみなさまへのアンケート調査（対象：法人事業者）

※運行管理者が複数人いる場合でも、お一人が会社を代表してお答えください

まず、あなたのことについて、お聞きします。

質問 1. あなたのお立場をお教えください。

お立場 ⇒ 1. 部署を統括する立場にある。 2. その他（ ）

あなたの会社としての乗務員の駐停車マナーに関する考えをお聞きします。

質問 2. あなたの会社（事業者）としての乗務員のマナーに対する考え方を教えてください。

【〇は1つ】

1. 駐停車マナーは、**会社（事業者）の方針として守らせるべきもの**と考えている。
2. 乗務員に働きかけは行うが、駐停車マナーの遵守は**乗務員の意識に委ねるべきもの**と考えている。
3. その他（具体的に ）

あなたの会社での駐停車マナーに関する取組をお聞きします。

質問 3. 乗務員の駐停車マナーについて、どのような指導を行っていますか。【複数選択可】

1. **全員参加型（必須）**の定期的な講習会を行っている。 ⇒ 頻度（ ）に1回程度
2. **任意参加型**の定期的な講習会を行っている。 ⇒ 頻度（ ）に1回程度
3. 日常的な**声かけ**を行っている。
4. 啓発のための**書面やチラシ**を配布している。
5. 特に何もしていない
6. その他（ ）

質問 4. 乗務員のマナーの遵守状況をどのように把握していますか。【複数選択可】

1. **本人からの申告**により把握している。
2. **他の乗務員からの申告**により把握している。
3. **関係機関が実施する指導・啓発**を通じて把握している。
4. **GPS等での運行記録**を通じて把握している。
5. 特に把握していない
6. その他（ ）

質問 5. 乗務員のマナーの遵守によって、評価や指導をしていますか。【複数選択可】

1. マナーの優れた乗務員を**表彰**している。
2. マナーの優れた乗務員に**インセンティブ**が働くようにしている。
3. マナーが優れない乗務員に**罰則（ペナルティ）**を設けている。
4. マナーの優れない乗務員に**口頭や書面で注意**を行っている。（特に賞罰はなし）
5. その他（ ）

最後に、駐停車マナーを向上させるためには **何が一番必要だと思いますか？**

アンケート調査票

6 調査結果(一部抜粋) ※詳細「資料1 令和元年度アンケート結果について」

■乗務員への駐停車マナーの指導

- 回答があった事業者の**9割以上が、駐停車マナーは「会社の方針として守らせるべき」と考えており、マナー遵守の意識が非常に高い。**
- 乗務員への駐停車マナーの指導として、「**日常的な声かけ**」を行っている事業者が**最も多く**、「**全員参加型の講習会の開催**」、「**啓発の書面やチラシの配布**」と続く。

質問:あなたの会社(事業者)としての乗務員のマナーに対する考え方をお教えてください。

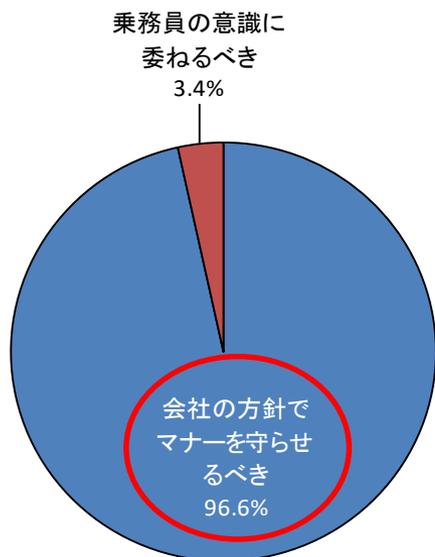


図 乗務員の駐停車マナーに対する考え方

質問:乗務員の駐停車マナーについて、どのような指導を行っていますか。

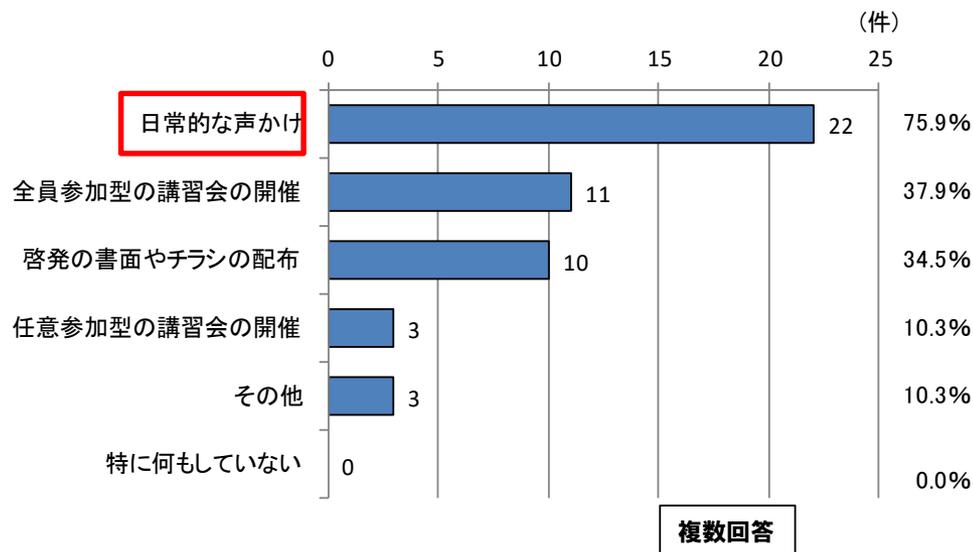


図 乗務員の駐停車マナーについての指導

タクシー車内での利用者(乗客)啓発

1 概要

- ・交差点付近等での違法行為や四条通等での乗降ルールについてお知らせするポスターをタクシー車内(ヘッドレスト)に掲出
- ・日英併記(新規)にすることにより, 訪日外国人に対しても啓発を実施



タクシー車内での掲示イメージ

2 配布実績

タクシー事業者 70社 3,956枚

マナーでもっと, 安全・快適な京都へ

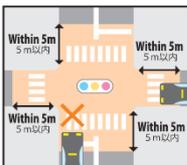


交差点やバス停付近での乗降は避け、マナーを守れば、京都の交通はもっと安全・快適に。

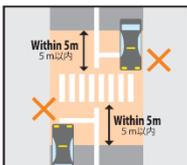
Taxi cannot stop for picking up/dropping off passengers at the following spots, according to the law.

こんな場所でのタクシーの乗降は違法です。

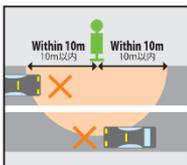
Within 5m from the intersection
交差点から5m以内



Within 5m from the pedestrian crossing
横断歩道から5m以内



Within 10m from the bus stop
バス停から10m以内



Thank you for your cooperation.
ご協力よろしくお願ひします。



On Shijo-dori Street 四条通では…

Please catch/get off a taxi either at taxi stand or a roadside space.

四条烏丸交差点から四条大橋交差点までは終日駐停車禁止です。タクシー乗り場が沿道アクセススペースをご利用ください。



At Kyoto Station Hachijo-guchi 京都駅八条口では…

京都駅八条口は乗り場と降り場が分かれています。ご乗車の際は、タクシー乗り場をご利用ください。

Please use a taxi stand to catch a taxi.



横断幕の掲出(四条通及び京都駅八条口周辺)

概要

タクシー乗降マナー向上を呼びかける横断幕を市内6箇所を設置

<設置箇所>

- ・ 四条高倉バス停東
- ・ 高島屋北出口前
- ・ マルイ西出口前
- ・ 四条西木屋町交差点北西角
- ・ 四条木屋町交差点南東角
- ・ 京都駅八条口駅前広場サンクンガーデン北東角



四条西木屋町交差点北西角



京都駅八条口駅前広場サンクンガーデン北東角

中心市街地重点路線等クリア作戦

1 概要

京都市・下京警察署・タクシー業務センターの連携による
違法駐停車車両に対する指導・啓発を実施

2 日時

令和元年7月26日(水) 及び 令和2年1月31日(金)

3 活動地域

四条通(西大路通～祇園)

4 実績 (タクシー)

・令和元年7月26日(水) 指導26件 検挙4件
・令和2年1月31日(金) 指導27件 検挙0件



タクシー駐停車実態調査

1 概要

- ・四条通の適正利用と渋滞抑制のために、過去の乗務員アンケートにおいて危険性が高いとされた箇所のタクシー駐停車の実情を把握

2 実施日

- ①令和元年6月28日(金), 29日(土), 7月1日(月)の3日間
- ②令和2年1月25日(土), 26日(日), 27日(月)の3日間

3 調査概要

- ・調査員が該当するタクシーの駐停車時間及びナンバー等を記録
- ・調査結果は京都タクシー業務センターと共有し、悪質な乗務員については指導を依頼

<調査の実施概要>



調査箇所	調査ポイント	1時間あたり違反車両台数
四条河原町 南東交差点付近	交差点やバス停付近での駐停車	①18.7台 ②17.2台
四条高倉 大丸前タクシー乗り場	タクシー乗り場からはみ出し	①12.0台 ②15.8台
四条木屋町交差点	交差点における駐停車	①18.8台 ②16.8台

Leaf mini(フリーペーパー)での啓発記事の掲載 【R1新規】

1 目的

- ・フリーペーパー「Leaf mini12月号」に啓発記事を掲載することで、タクシー利用者にマナー向上を呼びかける

2 発行日

- ・令和元年12月5日(木) 3ヵ月程度設置

3 設置場所

- ・市内地下鉄全駅(31駅)の改札前 など
- ・発行部数 約5万部

4 掲載内容

まちなかへは地下鉄やバスでお越してください

どうしてもタクシーやクルマを使わないといけない時は？

四乗通(丸の内線～四乗大塚)は駐停車禁止です。タクシー乗り場や沿道アクセススペースをご利用ください。

四乗通に15か所の場数が目印です

5m以内

5m以内

5m以内

5m以内

5m以内

5m以内

5m以内

5m以内

10m以内

10m以内

こんな場所でのタクシー乗降は違法です。

交差点から5m以内

横断歩道から5m以内

バス停から10m以内

ルールを守って、もっと「歩いて楽しい」四乗通へ



(参考)Leaf mini 12月号 表紙

観光MICE推進室及び京都市観光協会との連携による周知啓発 **【R1新規】**

1 目的

・訪日外国人へのタクシー乗降ルールの周知やマナーの向上を図る

2 時期

・令和2年1月～

3 方法

・京都市観光協会の協力を得て、訪日外国人向けサイト「KYOTO CITY OFFICIAL TRAVEL GUIDE」内でタクシーの乗降ルールの周知、啓発を実施

KYOTO CITY OFFICIAL TRAVEL GUIDE

See & Do ▾ Eat & Drink ▾ Street People Insider Blog Local Info ▾



• You can designate types

• Uber: (multi-language)

• DiDi: (App Languages: English)

Points to keep in mind when catching a taxi (Where to get on)

Catching taxis at intersections is prohibited. If at all possible, use taxis at stations and hotels, or catch one at an official taxi stand when available.

[For details, click here](#)

マナーでもっと、安全・快適な京都へ

交差点やバス停付近での乗降は避け、マナーを守れば、京都の交通はもっと安全・快適に。

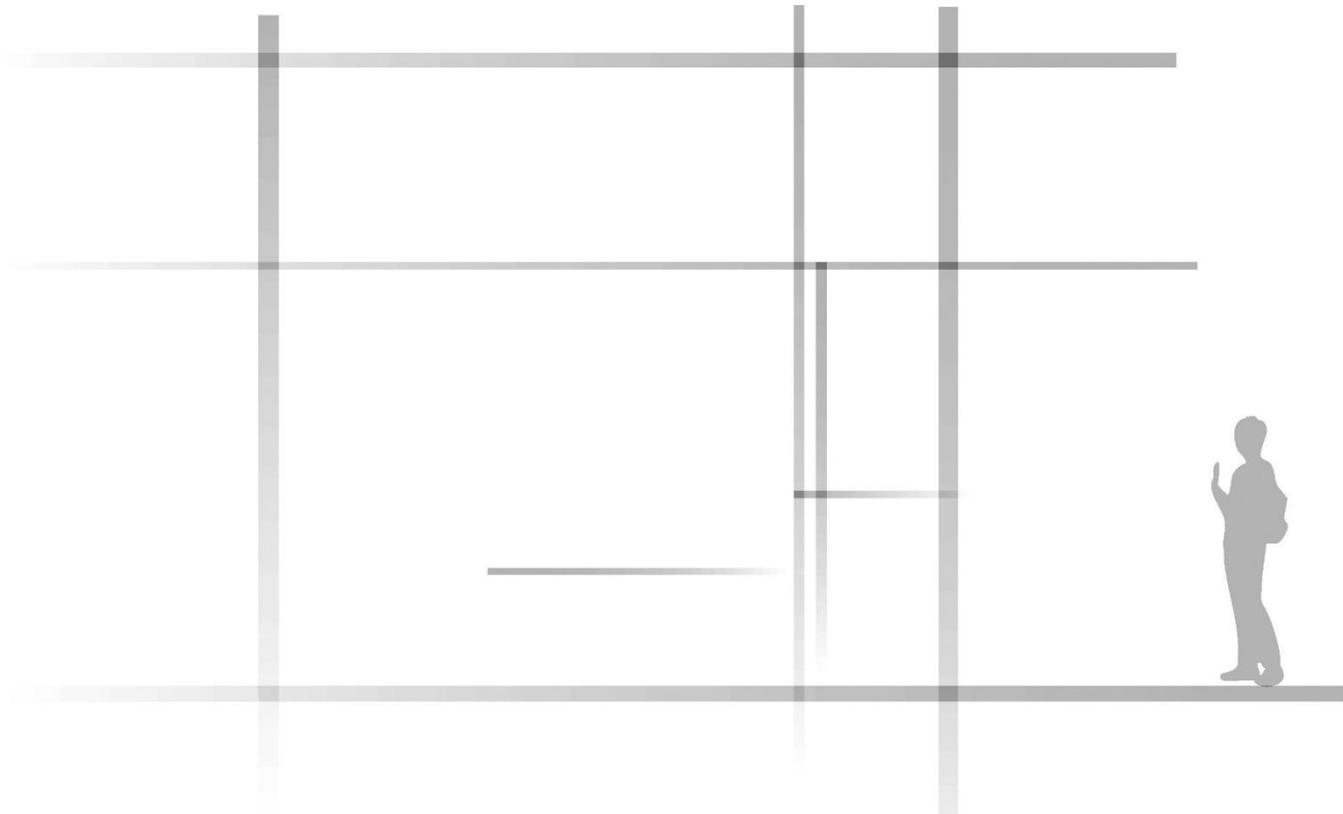


Taxi cannot stop for picking up/dropping off passengers at the following spots, according to the law.

こんな場所でのタクシーの乗降は違法です。

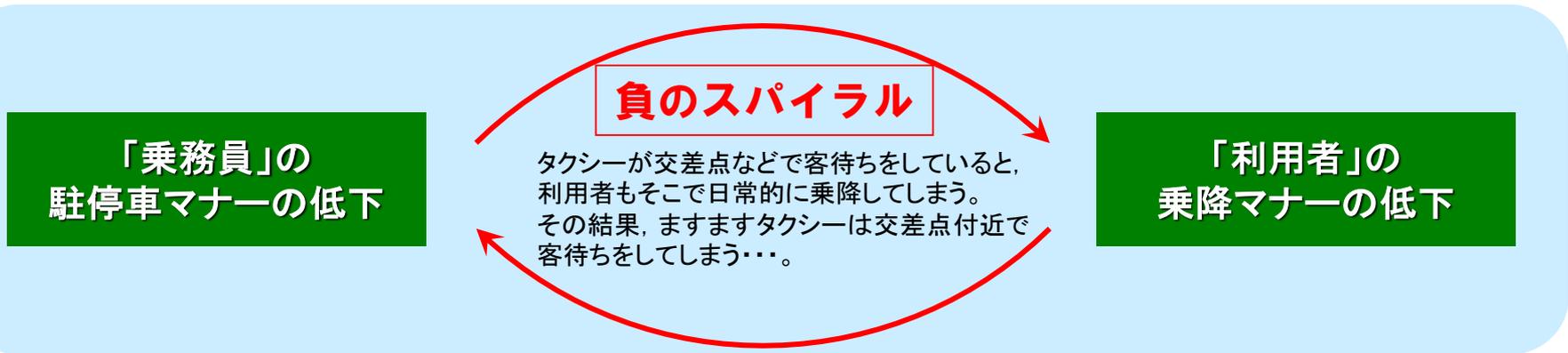


令和2年度の取組について (実施計画)

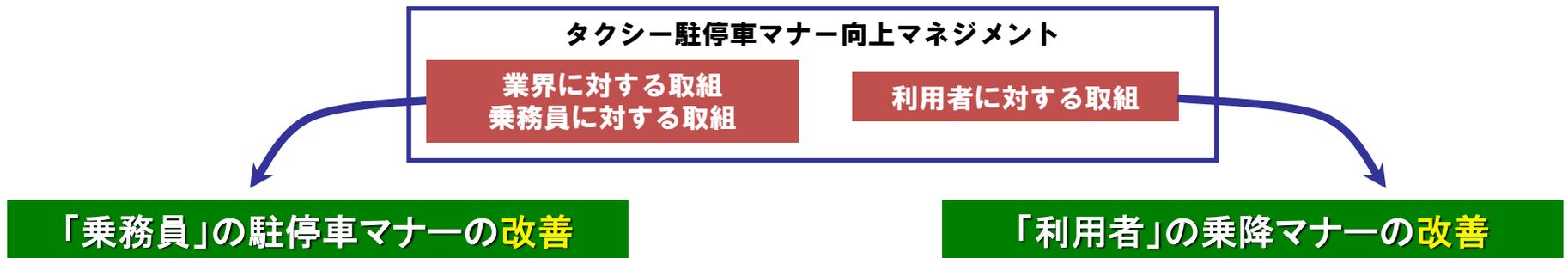


タクシー駐停車マナー向上に向けた取組

＜タクシーMMの目的＞



どのように現状の改善を図っていくか…



負のスパイラルから脱却！

令和2年度の取組(全体像)

第13回 京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議
(書面開催)

タクシー駐停車マナー向上キャンペーン (令和3年1月20日(水)~2月5日(金)実施予定)

【乗務員】

アンケート調査
啓発リーフレット配布

講習会でのマナー啓発【新規】

中心市街地重点路線等
クリア作戦

【運行管理者】

アンケート調査
フィードバック資料配布【新規】

事業者ヒアリング【新規】

【利用者(乗客)】

タクシー車内での啓発
・ポスター(日英併記)
・デジタルサイネージの活用【新規】

観光部門との連携による啓発

横断幕の掲出
(四条通及び京都駅八条口)

関係団体と連携した
まちなかでの
啓発・指導

運行管理者アンケート調査

1 目的

- ・タクシー乗務員の駐停車マナー向上に向けた事業者ごとの取組状況の把握と、回答することによる運行管理者のマナー意識向上を図る。

2 対象

- ・京都市域交通圏の法人タクシー会社の運行管理者

3 内容

- ・ドライバーへの駐停車マナーの指導方法について
- ・昨年のアンケート結果を受けた反応など

4 時期

- ・令和3年1月中旬に発送予定
回答期限は2月5日 予定

5 方法

- ・法人タクシー会社へ配布
- ・会社ごとに回収・返送

運行管理者のみなさまへのアンケート調査 (対象:法人事業者)

※運行管理者が複数人いる場合でも、お一人が会社を代表してお答えください

質問1 あなたのお立場をお教えてください。【〇は1つ】

1. 部署を統括する立場にある。
2. その他 (具体的に:)

質問2 あなたの会社としての乗務員の駐停車マナーに関する考え方を教えてください。【〇は1つ】

1. 駐停車マナーは、会社の方針として守らせるべきものと考えている。
2. 乗務員に働きかけは行うが、駐停車マナーの遵守は乗務員の意識に委ねるべきものと考えている。
3. その他 (具体的に:)

質問3 乗務員の駐停車マナーについて、どのような指導を行っていますか。【複数選択可】

1. **全員参加型 (必須)**の定期的な講習会を行っている。 ⇒ 頻度 ()に1回程度
2. **任意参加型**の定期的な講習会を行っている。 ⇒ 頻度 ()に1回程度
3. 出庫前など日常的に声かけを行っている。
4. 啓発のための書面やチラシを掲示・配布している。
5. 特に何もしていない
6. その他 (具体的に:)

質問4 別添、昨年度のアンケート結果を見て、どう思われましたか。【〇は1つ】

1. これまでの取組を継続する。
2. 乗務員のマナー意識や他の事業者の取組状況を参考に、指導方法を充実させようと思う。
⇒ (具体的に:)

質問5 乗務員のマナーの遵守によって、評価や指導をしていますか。【複数選択可】

1. マナーの優れた乗務員を表彰している。
2. マナーの優れた乗務員にインセンティブ (賞与など)が働くようにしている。
3. マナーが優れない乗務員に罰則 (数日間の営業停止など)を設けている。
4. マナーの優れない乗務員に口頭や書面で注意を行っている。(特に賞罰はなし)
5. その他 (具体的に:)

質問6 駐停車マナーを向上させるためには何が一番必要だと思いますか?

質問7 国土交通省では、自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足に対応するため、人材確保を後押しする「働きやすい職場認証制度」(裏面参照)を創設しています。この事業の認証を受けるため申請しましたか。【〇は1つ】

1. 申請している。
2. 申請していない。

(裏面に続く)

管理者アンケート(案)

運行管理者へのフィードバック【新規】

1 目的

- ・事業者ごとに、昨年度の回答状況や全事業者との比較、評価を提示することで、「気づき」につなげ、事業者の更なるマナー向上の取組みの検討にご活用いただく

2 対象

- ・京都市域交通圏の法人タクシー会社の運行管理者

3 時期

- ・令和3年1月中旬発送予定

4 方法

- ・乗務員アンケート調査票とあわせて法人タクシー会社へ配布
- ・事業者ごとに昨年度のアンケート結果及び全体比較による評価を明記

昨年度のアンケート結果について

昨年度のアンケート結果の一部をご紹介します。

乗務員アンケート（乗務員の駐停車マナー・ルールの認知状況や意識について）

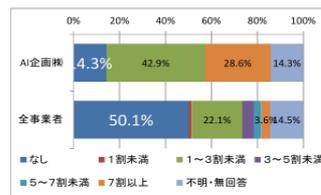
① 協力状況

- ・全事業者の回答数 3,653人/9,070人（40%）
- ・貴社の回答数 7人/10人（70%）



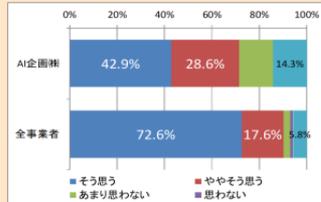
多くの乗務員の皆様にご協力いただき誠にありがとうございます。

② タクシー乗り場以外で客待ちする割合



タクシー乗り場以外で客待ちしない割合について、全事業者（平均）では50%であったのに対し、貴社では**14%**と下回っています。京都市のタクシー駐停車マナーを向上させるためには貴社のご協力が不可欠です。

② 停車マナー向上に努めようとする割合



駐停車マナー向上に努めようとする割合について、全事業者（平均）では**73%**であったのに対し、貴社では**43%**の乗務員が回答しています。乗務員のマナー向上に対する意識付けをご検討いただければと思います。

運行管理者アンケート（会社としての駐停車マナー向上の取組について）

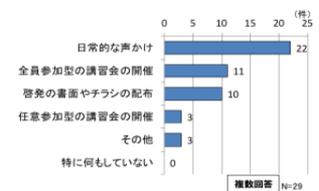
① 協力状況

- ・全事業者の回答状況 29社/70社（41%）
- ・貴社の回答状況 **回答無し**



今後は乗務員のマナー向上に対する意識を高めていただくためにも、下記のような取組を行っていただきたいです。

② 駐停車マナーの周知に関する取組状況



回答が得られた29社の事業所では、**76%の事業者が「日常的な声かけ」を行っています。**その他にも、「全員参加型の講習会の開催」や「啓発の書面やチラシの配布」等、乗務員への駐停車マナーを周知するために取組が実施されています。

京都市のタクシー駐停車マナー向上に向けて、引き続きご協力をお願いいたします

タクシー事業者へのヒアリング【新規】

1 目的

- ・タクシー配車アプリ及び車内デジタルサイネージを活用した利用者啓発の実現可能性について、大手事業者へのヒアリングにより確認する。

2 時期

- ・令和2年10月14日(水)及び10月20日(火)

3 対象

- ・京都市内のタクシー事業者大手3社(MKタクシー, 都タクシー, 彌榮自動車)

4 ヒアリング結果(概要)

①タクシー配車アプリの活用について

- ・四条通の駐停車禁止区間などを乗降場所として指定できない設定にすることが可能で、既に一部のアプリで実施いただいている。
- ・今後は、タクシー利用者に配車アプリを広く周知するとともに、アプリ事業者に対しても本会議の取組に対する協力を求めていく。

②車内デジタルサイネージの活用について

- ・一部のタクシー事業者において、車内デジタルサイネージを活用したマナー啓発に御協力いただけると回答があった。
- ・令和2年度中の実施を目指し調整を進めるとともに、更なる拡大に向け検討を進める。

タクシー車内デジタルサイネージを活用した利用者啓発 **【新規】**

1 目的

- ・車内に設置されたデジタルサイネージを活用し、タクシー利用者(乗客)に、駐停車禁止区域での乗降は危険であることを訴える。

2 時期

- ・令和3年1月中旬から1ヶ月程度を予定

3 方法

- ・事業者ヒアリングで協力が得られた事業者の協力の下、タクシー車内のモニター(デジタルサイネージ)に啓発画像を表示



タクシー車内での啓発(日英併記)

1 目的

- ・タクシー利用者(乗客)に、駐停車禁止区域等に関する情報を提供することにより、乗降マナーの向上を図る

2 時期

- ・令和3年1月中旬に発送・取り付け開始(予定)

3 方法

- ・タクシー車内のヘッドレスに啓発ポスターを掲示



デザイン案(表・裏)

マナーでもっと、安全・快適な京都へ

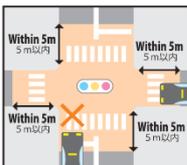


交差点やバス停付近での乗降は避け、マナーを守れば、京都の交通はもっと安全・快適に。

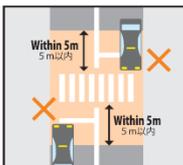
Taxi cannot stop for picking up/dropping off passengers at the following spots, according to the law.

こんな場所でのタクシーの乗降は違法です。

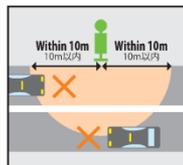
Within 5m from the intersection
交差点から5m以内



Within 5m from the pedestrian crossing
横断歩道から5m以内



Within 10m from the bus stop
バス停から10m以内



Thank you for your cooperation.
ご協力をお願いします。



京都府タクシー事業者協会より提供

On Shijo-dori Street 四条通では…

Please catch/get off a taxi either at taxi stand or a roadside space.

四条烏丸交差点から四条大橋交差点までは終日駐停車禁止です。タクシー乗り場が沿道アクセススペースをご利用ください。



At Kyoto Station Hachijo-guchi 京都駅八条口では…

Please use a taxi stand to catch a taxi.

京都駅八条口は乗り場と降り場が分かれています。ご乗車の際は、タクシー乗り場をご利用ください。



観光MICE推進室及び京都市観光協会 との連携による周知啓発

1 目的

・訪日外国人へのタクシー乗降ルールの周知やマナーの向上を図る

2 時期

・令和2年1月～継続

3 方法

・京都市観光協会の協力を得て、訪日外国人向けサイト「KYOTO CITY OFFICIAL TRAVEL GUIDE」内でタクシーの乗降ルールの周知、啓発を実施

タクシー業界団体主催の講習会でのマナー啓発 **【新規】**

1 目的

・特にルール違反の多い乗務員に対する駐停車マナー啓発を実施する

2 時期

・令和2年度中

3 方法

・京都タクシー業務センターと連携し、講習会の場で本会議での取組みやこれまでのアンケート結果等を提示し、駐停車マナー向上に努めていただくよう周知・啓発する。

横断幕の掲出(四条通及び京都駅八条口)

1 目的

- ・違法駐停車が多い区画を中心に、以下デザインの横断幕を設置し、乗務員・乗客双方にルール・マナー遵守を呼び掛ける

2 時期

- ・令和3年1月20日(水)～2月5日(金)(予定)

3 設置場所

- ・四条通 5箇所
 - ・京都駅八条口付近 1箇所
- } 合計 6箇所

4 デザイン

マナーでもっと、
安全・快適な京都へ
For Better Mobility



みなさまの安全のため

交差点付近

横断歩道付近

バス停付近

での乗降はお控えください。

昨年の様子



中心市街地重点路線等クリア作戦

1 内容

- ・京都市と京都府警察, 京都タクシー業務センターが合同で違法駐停車両に対する指導・啓発を実施
- ・定点及び巡回による指導・啓発活動
- ・啓発用のぼりの設置, 広報車両による音声啓発

2 地域

- ・四条通(西大路通～祇園)

3 時期

令和2年10月30日(金) ※実施済
令和3年 1月29日(金) 予定



(参考) JCOMM(一社)日本モビリティ・マネジメント会議)の取組 公共交通の安全な乗り方ポスターの作成・掲出

1 内容

ウイルスの専門家の協力の下、「感染リスクをほぼゼロにする電車やバス、タクシーの乗り方」についてのポスターを作成。
全国各地のバス、タクシー、電車内などに掲出し、感染リスクに対する正しい情報を発信

2 掲出時期

令和2年5月ポスター公開 順次掲出開始

新型コロナウイルスにうつらない、うつさないために、今、できること。

バス・電車・この3つ 船・タクシーは、

をみんなで守れば 感染リスクはほとんどありません!

監修:宮沢 孝幸 准教授
京都大学ウイルス・再生医療科学研究所

1 常にしっかり換気!
これで(広義の)「空気感染」リスクはほぼゼロ!

2 「目・鼻・口」は何か何でも触らない!
これで「接触感染」リスクはほぼゼロ!

3 お静かに…。話すなら小声で「マスク」!
これで「飛沫感染」させるリスクはほぼゼロ!

※身体が密着する際の「演劇車両」は「換気・除エチケット」の徹底が困難となり得ますのでお避け下さい。
もちろん、「除エチケット」も大切です。★咳やくしゃみは手でおさえず、上着の内側や袖(そで)で覆いましょう。

JCOMM 発行:一社団法人日本モビリティ・マネジメント会議(JCOMM)

車内での掲出状況



3 JCOMMについて

適切な形のビリティ・マネジメント(MM)が日本国内において、効果的かつ広範に推進されていくことを支援することを目的に設立。
(代表理事:藤井聡 京都大学大学院工学研究科 教授)